	35	388,000		
	36	389,500		
	37	390,800		
	38	391,900		
	39	393,000		
任職以外の再用員	40	394,000		
	41	395,000		
	42	396,100		
	43	397,100		
	44	398,000		
	45	398,800		
	46	399,200		
	47	399,600		
	48	399,900		
	49	400,200		
	50	400,500		
	51	400,800		
	52	401,100		
	53	401,400		
	54	401,700		
	55	402,000		
	56	402,300		
	57	402,600		
	58	402,900		
	59	403,200		
	60	403,500		
	61	403,700		
	62	404,000		
	63	404,300		
	64	404,600		
	65	404,800		
	66	405,100		
	67	405,400		
	68	405,700		
	69	405,900		
	70	406,200		
	71	406,500		
	72	406,700		
	73	406,900		
	74	407,200		
	75	407,500		
	76	407,700		
	77	407,900		
再任用職員		322,100	423,300	478,100

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	705,000
2	760,000
3	817,000
4	894,000
5	964,000
6	1,034,000
7	1,106,000
8	1,174,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

地域の区分	地域
一級地	北海道のうち 旭川市　富良野市　帯広市　北見市　夕張市　赤平市　士別市　名寄市　歌志内市　深川市